

障害福祉サービス等支援体制整備事業

実施主体: 都道府県、指定都市、中核市

事業趣旨

- 都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度に係る都道府県等の審査体制を確保する取組を支援し、当該制度を円滑に実施することを目的とする。

事業内容

1. 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進に係る事業所への助言・指導等(補助率: 10/10)

(1) 研修等の実施

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の仕組みや加算の取得方法等について説明を行い、障害福祉サービス等事業所における当該加算の取得に係る支援を行う。

(2) 個別訪問等の実施

障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託等を行い、当該社会保険労務士などが直接、加算未届事業所などを訪問し、加算の取得等に係る助言・指導・各種書類の作成補助等の支援を行う。

2. 障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保(補助率: 1/2)

障害福祉サービス等情報公表制度の審査に必要な非常勤職員の雇用に係る経費を補助する。